

学校感染症の出席停止対応について

学校保健安全施行規則において、予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められています。つきましては、お子さまが学校感染症と診断を受けましたら、出席停止となりますので、速やかに学校に連絡のうえ、ご家庭での療養をお願いいたします。

下図のとおり、第三種（その他の感染症）は、重大な流行等がない限り、出席停止扱いではなくなりましたので、登校許可証明書の提出は必要ありません。

ご不明な点等ございましたら、養護教諭までお問合せください。

この部分に変更になりました

第一種	第二種	第三種	
			その他の感染症
新型コロナウイルス (COVID-19) エボラ出血熱 南米出血熱 痘そう 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 鳥インフルエンザ (H5N1)	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 （はやり目） 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸感染症 細菌性赤痢 コレラ	溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅斑（リンゴ病） 手足口病 アタマジラミ 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂皮（とびひ） ヘルパンギーナ ウイルス性肝炎 等
登校許可証明書 必要	登校許可証明書 必要	登校許可証明書 必要	登校許可証明書 不要 ※基本的に病欠扱い （重大な流行がない限り 出席停止になりません）